

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三百三十五条第一項の規定によつて、平成二十四年十一月二十一日付けで広島県服部大池土地改良区の解散を命じた。

なお、この解散命令について不服がある者は、命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この命令の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十四年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦